

# 一般社団法人静岡県建設コンサルタント協会委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第44条の規定に基づき、委員会を設けることについて必要な事項を定める。

(委員会の種類)

第2条 委員会の種類は、次のとおりとし、委員会の中に部会を設けることができる。

- (1) 総務委員会
- (2) 企画広報委員会
- (3) 技術委員会
  - ア 技術研究部会
  - イ 道路・構造部会
  - ウ 土木防災部会
  - エ 都市(まち)づくり部会
  - オ 農林・環境部会
  - カ 上・下水道部会

2 会長は、理事会の決議により特別委員会を設けることができる。

(委員会等の組織)

第3条 委員会は、委員長・副委員長及び委員若干名をもって組織する。部会は、部会長・副部会長及び委員若干名をもって組織する。

2 技術研究部会長は、他の部会長との協議により、当該部会の中に分科会を設けることができる。当該部会の中に分科会を設けたときは、技術研究部会長は速やかに理事会に報告するものとする。

(委員会委員等の委嘱)

第4条 委員会の委員長・副委員長及び部会の部会長は、原則として理事の中から理事会の決議を経て会長が委嘱する。

2 委員会の委員並びに技術研究部会を除く他部会の副部会長及び委員は、会員の中から理事会の決議を経て会長が委嘱する。

3 技術研究部会の委員は、会員の推薦による当該会員企業の社員の中から、理事会の決議を経て会長が委嘱する。分科会委員も同様とする。

4 前各項の規定にかかわらず、委員会又は部会は必要により学識経験者の中から理事会の決議を経てアドバイザーを置く事ができる。

(委員会等の任務)

第5条 委員会及び部会は、それぞれ所管事項について、当協会の事業計画に

基づき事業の推進にあたる。

(所管事項)

第6条 委員会の所管事項は次のとおりとする。ただし、いずれの委員会にも属さない事項は、理事会の決議により決定する。

(1) 総務委員会

- ア 協会の組織運営に関する事
- イ 会員の企業経営に関する事
- ウ 会員企業社員の資質向上（資格取得等）に関する事
- エ 防災、災害支援、環境問題、独禁法等に関する事
- オ 会員への情報提供に関する事
- カ 会員の福利厚生・親睦等に関する事
- キ 会員の増強に関する事
- ク 協会事務局に関する事

(2) 企画広報委員会

- ア 行政等への要望及び情報交換等に関する事
- イ 行政等からの調査等受託に関する事
- ウ CALS/ECに関する事
- エ 公共事業の入札契約制度、品確法、その他諸制度に関する講習会等に関する事
- オ 広報（ホームページを含む）の企画推進に関する事
- カ 会員名簿の発行に関する事

(3) 技術委員会

- ア 「技術と品質」の向上に関する事
- イ 社会資本整備の方向性、公共事業の重点施策などに関する調査研究とその技術対応に関する事
- ウ 発注行政機関が進める諸施策、諸制度などに対応した研修会、講習会等に関する事
- エ 「技術と品質」の向上のための他委員会との連携に関する事

2 技術委員会の部会の所管事項は次のとおりとする。ただし、いずれの部会にも属さない事項は、技術委員会の協議により定める。

(1) 技術研究部会

- ア 技術研究発表会に関する事
- イ 設計業務照査要領に関する事
- ウ 通達集・技術情報などの収集、維持管理に関する事
- エ 設計上の問題点・設計ノウハウ集などの集積、維持管理に関する事

- オ 行政機関などからの技術上の問い合わせ、要請等の対応に関すること
- カ 技術に関する研修会・講習会等に関すること
- キ VEに関すること
- ク ホームページの維持管理に関すること
- (2) 道路・構造部会
  - ア 道路、橋梁・構造に関すること
  - イ 土質及び基礎などに関すること
  - ウ 道路交通などの安全に関すること
- (3) 土木防災部会
  - ア 河川・砂防など、治山、治水に関すること
  - イ 地震・風水害などによる地盤・土砂災害に関すること
  - ウ 地すべり、急傾斜地など防災対策に関すること
- (4) 都市（まち）づくり部会
  - ア 都市計画・地域計画・まちづくり、港湾・空港施設等に関すること
  - イ 公園・緑地・景観（修景）計画等に関すること
  - ウ 都市施設に関すること
- (5) 農林・環境部会
  - ア 農業農村整備（基盤整備などを含む）に関すること
  - イ 農地・林地などの保全及び整備に関すること
  - ウ 自然環境・生活環境等に関すること
- (6) 上・下水道部会
  - ア 上下水道・地下埋設施設等に関すること
  - イ 生活インフラに関すること

（委員の任期）

第7条 委員の任期は原則として2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別委員会の委員の任期は、委嘱を受けた日から任務完了の日までとする。

（会議の開催）

第8条 委員会は委員長が、部会は部会長がそれぞれ招集し、開催する。

（報告）

第9条 委員長及び部会長は、事業実施の成果を理事会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。(上・下水道部会の設置)